

別添1の1

中小酪農等対策事業

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和6年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和6年1月15日付け5農畜機第6521号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）とする。

第2 事業の内容

公募団体は、第3の2の（1）に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「生産者集団等」という。）が、後継牛の確保及び乳用牛の産次の延長等を図るために1、2及び4の取組を実施するのに要する経費について補助するとともに、3の取組を実施するものとする。

1 後継牛確保のための環境整備

（1）後継牛確保対策の推進

後継牛を確保するため、次の取組を実施し、酪農経営体又は乳用牛育成経営体（乳用子牛を一定期間飼養し、育成する経営をいう。以下同じ。以下総称して「酪農経営体等」という。）に対する支給又は貸付け

ア 牛舎の改築を行うための資材、カーフハッチ及び子牛の事故防止のための機器の共同購入又はリース会社からの借受け

イ 簡易牛舎（牛舎の増築も含む。以下「簡易牛舎等」という。）及び哺乳ロボットの整備又はリース会社からの借受け

（2）つなぎ牛舎の改良

つなぎ牛舎における牛床の延長、既存繫留具の改良等のための資材を共同購入し、又はリース会社から借受け、酪農経営体等に対する支給又は貸付け

（3）飼養環境の改善

乳用牛の衛生的で健康及び快適な飼養環境の確保のため、牛舎の環境改善を行う場合の飼養管理資材を共同購入し、又はリース会社から借受け、酪農経営体等に対する支給又は貸付け

(4) 暑熱対策の推進

暑熱の低減を図るため、酪農経営体等に対する技術研修会の開催、暑熱対策を行う場合の資材又は暑熱対策機器を共同購入し、又はリース会社から借受け、酪農経営体等に対する支給又は貸付け

(5) 供用期間の延長支援

乳用牛の供用期間の延長を図るため、次のア又はイの取組を実施

ア 酪農経営体が所有する分娩準備牛に対する削蹄又は乾乳期における乳房炎治療の実施

イ 乳用牛に対する乳房炎ワクチンの接種

2 乳用育成牛の事故率の低減

乳用育成牛の呼吸器系又は消化器系の疾病を予防するため、酪農経営体等が所有する乳用育成牛に対するワクチンの接種

3 後継牛確保の推進

(1) 後継牛確保を図るため、乳用牛の繁殖、飼養管理等の技術的知見を集約し、啓発するための取組

ア 会議及びセミナーの開催

イ アの取組を円滑化するための現地調査

ウ 普及・啓発資料の作成等

(2) 1及び2の事業を円滑に推進するための取組

ア 生産者集団等が1及び2の取組を実施する場合の技術的支援

イ 現地調査、事業の円滑な推進を図るための会議の開催、当該事業の普及・啓発活動、生産者集団等に対する指導等

4 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入支援

暑熱等により、飼料作物が生育不良等の被害を受けた場合において、国産の粗飼料や輸入乾牧草等を共同購入し、被害により自給飼料が不足する酪農経営体等に対し供給する取組

第3 事業の実施

1 実施要領の作成等

公募団体は、第2の1、2及び4の事業の実施に当たり、生産者集団等に経費を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成し、

理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の要件

(1) 生産者集団

生産者集団は、3者以上の酪農経営体等から構成され、次の事項の全てを内容とする規約を有するものとする。ただし、第2の2の事業の実施に当たっては、ウを家畜の防疫に関する事項に読み替えることができるものとする。

ア 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

イ 生産者集団の運営に関する事項

ウ 生乳生産の振興に関する事項

エ その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

(2) 後継牛確保対策の推進

ア 第2の1の(1)の事業の実施に当たって、生産者集団等は、後継牛を確保するための計画を作成し、改築を行う牛舎、共同購入するカーフハッチ、子牛の事故防止のための機器及び整備する簡易牛舎等並びに哺乳ロボットについて、計画上の位置付けを明確にするものとする。

イ 第2の1の(1)の事業において、改築を行う牛舎又は整備する簡易牛舎等の乳用牛1頭当たりの面積は15㎡を上限とする。

(3) 供用期間の延長支援

ア 第2の1の(5)のアの事業において、対象となる分娩準備牛は、月齢が48か月齢超から84か月齢までのものとする。

イ 第2の1の(5)のイの事業において、対象となるワクチンの接種回数は1頭当たり1回を上限とする。

なお、対象となるワクチンの種類は、乳房炎の予防に資するものとし、国及び機構の他の事業において補助金等の交付を受けている場合は対象外とする。

(4) 乳用育成牛の事故率の低減

第2の2の事業の対象となるのは、生産者集団等が策定した乳用育成牛に対するワクチンプログラムに基づき、実施されたものとし、ワクチンの接種回数は1頭当たり2回を上限とする。

なお、対象となるワクチンの種類は、乳用育成牛における呼吸器系又は

消化器系の疾病の予防に資するものとし、異常産予防ワクチンは対象外とする。

また、国及び機構の他の事業において補助金等の交付を受けているものは対象外とする。

(5) 自給作物の不作に対する代替飼料の共同購入

ア 第2の4の事業において対象となる生産者集団等は、次の要件を全て満たすこととする。

(ア) 共同購入に参加する酪農経営体等が5者以上であること。

※被害を受けた酪農経営体等にTMRを供給するTMRセンターについては、被害を受けた酪農経営体等の被害の範囲内で支援の対象とする。

(イ) 共同購入に参加する酪農経営体等が収穫した飼料作物（牧草又は青刈りとうもろこし）の1年間の収穫数量の合計が平年と比較して20%以上減収していること。ただし、牧草と青刈りとうもろこしはそれぞれの減収割合を評価する。

イ 補助対象となる代替飼料は、国産又は輸入された乾牧草、牧草サイレージ、デントコーンサイレージ、稲わら等、原料の重量又は可消化養分総量（以下「TDN」という。）の過半が粗飼料原料である混合飼料（以下「TMR」という。）、ビートパルプ、とうもろこし（子実部分）及びその他理事長が適当と認めたものとする。

ウ 補助対象となる共同購入の期間は、事業実施期間内とする。

エ 補助対象数量は、以下により算出する。

A 代替飼料の購入数量 (kg) × TDN含有量 (%)

＝代替飼料のTDN含有量 (kg)

B 生産不足自給飼料の数量 (kg) × TDN含有率 (%)

＝生産不足自給飼料のTDN含有量 (kg)

※生産不足自給飼料の数量 (kg) = 自給飼料の平年の収穫数量 (kg) - 自給飼料の収穫数量 (kg)

$A \leq B$ の場合は、A の代替飼料購入数量

$A > B$ の場合は、A の代替飼料購入量のうち生産不足自給飼料のTDN含有量相当数量を上限とする。

オ 生産者集団等は、被害を受けた構成員の飼料作物の被害状況について確認するとともに、都道府県の確認を得るものとする。

3 取得物件の管理等

生産者集団等は、第2の1の(1)から(4)までの事業により共同購入、整備又はリース会社から借受けた資材等（以下「取得物件」という。）の管理等は次のとおり行うものとする。

(1) 完了検査の実施

生産者集団等は、実施年度中に取得物件の設置に係る完了検査を行うものとする。

(2) 会計処理

生産者集団等（代表者）は、補助金の収支、資産管理等の会計処理を行うものとする。

(3) 管理利用規程等の整備

生産者集団等は、取得物件の管理に当たっては、管理利用規程及び管理台帳を整備するものとする。

(4) 貸付契約の締結

生産者集団等は、取得物件を構成員（生産者集団等に属する酪農経営体等をいう。以下同じ。）が管理利用する場合であっては、貸付けを行うものとし、構成員との間で貸付契約を締結するものとする。ただし、取得物件が50万円未満のものである場合は、この限りでない。

(5) リース契約の締結等

生産者集団等は、取得物件をリース会社から借受ける場合は、リース会社とリース契約を締結するものとする。

なお、この場合にあつては、リース会社から借受けた物件（以下「リース物件」という。）については、本事業により取得した財産とみなすものとし、リース物件の処分に当たっては、生産者集団等は、畜産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）14の(5)の規定に基づき行うものとする。

4 事業の委託

公募団体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

5 後援名義

公募団体は、この事業により普及・啓発資料等を作成した場合及びセミナー等の実施等に当たっては、原則として事業名及び「独立行政法人農畜産業振興機構後援」名義を付すものとする。

6 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和6年度とする。

第4 事業の推進指導

- 1 公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 生産者集団等及び会員団体等は、公募団体又は都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、第2の1、2及び4の事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底及び生産者集団等又は会員団体等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。
- 4 生産者集団等の構成員は、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート（畜産）」及びその解説書の一部改正について」（令和6年1月19日付け5畜産第2258号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づき、要望調査時に「みどりのチェックシート（畜産）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを生産者集団等に提出するものとする。
- 5 生産者集団等は、全ての構成員から提出された当該チェックシートを収集し、当該構成員が各取組を実施する旨を構成員の一覧に記載して、当該一覧を公募団体に提出するものとする。
- 6 公募団体は、全ての生産者集団等から提出された5のチェックシートの一覧を収集し、その一覧を機構へ提出するものとする。
- 7 公募団体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、生産者集団等並びにその構成員へ、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基

づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

8 公募団体は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、この事業に参加しようとする生産者集団等及びその構成員が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。

(1) 令和6年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2の（1）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この8において「契約」という。）の締結をしている者であること。

(2) 令和5年度及び令和6年度のいずれも契約を締結していない者であること。

(3) 令和5年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和6年度に契約を締結していない者であること。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、生産者集団等から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画と合わせて、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の酪農経営支援総合対策事業(中小酪農等対策事業)補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

公募団体は、提出された事業の実績をそれぞれの生産者集団等が管轄する地域の区域内全ての都道府県知事に提出するとともに、事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績と合わせて、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の酪農経営支援総合対策事業(中小酪農等対策事業)実績報告書(以下「実績報告書」という。)を理事長に提出するものとする。ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

第7 運営状況等の報告

- 1 生産者集団等は、構成員に貸し付けた物件(リース物件を含む。)のうち50万円以上のもの(以下「取得財産」という。)及び第2の1の(1)の事業により増改築を行った牛舎(以下「増改築牛舎」という。)の管理状況を取りまとめの上、自らが管理利用する取得財産及び増改築牛舎と合わせて運営状況報告書を作成し、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間、公募団体に提出するものとする。
- 2 公募団体は、1の運営状況報告書を取りまとめの上、別紙様式第5号の酪農経営支援総合対策事業(中小酪農等対策事業)運営状況報告書を作成し、毎年6月30日までに理事長に提出するものとする。

第8 取得財産の貸付けの取扱い

- 1 第3の3の(4)の規定により、取得財産に係る貸付契約を締結する場合の貸付期間及び第3の3の(5)の規定により、リース物件に係るリース契約を締結する場合のリース期間は、独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。ただし、処分制限期間が10年未満のものにあつては70%（1年未満の端数切捨て）まで、10年以上のものにあつては60%（1年未満の端数切捨て）まで短縮できるものとする。
- 2 生産者集団等は、1の規定により貸付期間又はリース期間を短縮する場合は、取得財産の処分制限期間において、借受者の構成員が引き続き管理利用し、補助条件を継承する場合に限り、当該構成員に取得財産を譲渡できるものとする。
- 3 生産者集団等は、2の規定により取得財産を譲渡しようとする場合は、公募団体を通じてあらかじめ理事長の承認を受けるものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 公募団体は、理事長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 2 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係

る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（公募団体自ら又はそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第10 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

公募団体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過しない場合においては、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間を経過した後も財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

2 電磁的記録による整備保管

1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、公募団体及び生産者集団等に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

第11 電子情報処理組織による申請等

1 公募団体は、第3の1の規定による実施要領の承認申請、第6の1の規定による交付申請、第6の2の規定による変更承認申請、第6の3の規定による概算払請求、第6の4の規定による実績報告、第7の2の規定による運営

状況報告及び第9の3の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省 共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、この要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 公募団体は、1の規定により交付申請等を行う場合は、この要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
- 3 理事長は、1の規定により交付申請等を行った公募団体に対する通知、承認、指示又は命令については、公募団体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法により行うことができる。
- 4 公募団体が2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
<p>1 後継牛確保のための環境整備</p> <p>2 乳用育成牛の事故率の低減</p>	<p>(1) 後継牛確保対策の推進</p> <p>ア 牛舎の改築を行う場合の資材、カーフハッチ及び子牛の事故防止のための機器の共同購入又はリース会社からの借受けに要する経費</p> <p>イ 簡易牛舎等及び哺乳ロボットの整備又はリース会社からの借受けに要する経費</p> <p>(2) つなぎ牛舎の改良</p> <p>つなぎ牛舎の改良を行う場合の資材の共同購入又はリース会社からの借受けに要する経費</p> <p>(3) 飼養環境の改善</p> <p>畜舎の環境改善を行う場合の飼養管理資材の共同購入又はリース会社からの借受けに要する経費</p> <p>(4) 暑熱対策の推進</p> <p>技術研修会の開催、暑熱対策を行う場合の資材及び暑熱対策機器の共同購入又はリース会社からの借受けに要する経費</p> <p>(5) 供用期間の延長支援</p> <p>ア 削蹄又は乳房炎治療等の実施に要する経費</p> <p>イ 乳房炎ワクチンの実施に要する経費</p> <p>乳用育成牛へのワクチン接種に要する経費</p>	<p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p> <p>ただし、哺乳ロボットの整備又はリース会社からの借受けに要する経費は1/3以内</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p> <p>定額(ただし、1頭当たり1千円以内)</p> <p>定額(ただし、1頭当たり1千円以内)</p> <p>定額(ただし、1頭1回当たり1千円以内)</p>

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
3 後継牛確保の推進	<p>(1) 乳用牛の繁殖、飼養管理等の技術的知見の集約・啓発</p> <p>ア 会議及びセミナーの開催に要する経費</p> <p>イ アの取組を円滑化するための現地調査に要する経費</p> <p>ウ 普及・啓発資料の作成等に要する経費</p> <p>(2) 1及び2の事業の円滑な推進</p> <p>ア 生産者集団等が取組を実施する場合の技術的支援に要する経費</p> <p>イ 現地調査、事業の円滑な推進を図るための会議の開催、当該事業の普及・啓発活動、生産者集団等に対する指導等に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>
4 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入	<p>(1) 代替飼料の共同購入の支援</p> <p>国産の粗飼料や輸入乾牧草等を共同購入し、酪農経営体等に対し供給する取組に要する経費</p> <p>(2) 代替飼料の共同購入の推進</p> <p>事業の円滑な推進を図るための会議の開催、現地調査、生産者集団等に対する指導等に要する経費</p>	<p>定額（ただし、代替飼料1キログラム当たり5円以内）</p> <p>定額</p>

別紙様式第1号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業）補助
金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年度において酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業）を下
記のとおり実施したいので、酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業）
実施要綱別添1の1の第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付さ
れたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金 ②	その他 ③	
1 後継牛確保のための環境整備 (1) 後継牛確保対策の推進 (2) つなぎ牛舎の改良 (3) 飼養環境の改善 (4) 暑熱対策の推進 (5) 供用期間の延長支援				
2 乳用育成牛の事故率の低減				
3 後継牛確保のための推進 (1) 乳用牛の繁殖、飼養管理等の技術的 知見の集約・啓発 (2) 1及び2の事業の円滑な推進				
4 自給飼料の不作に対する代替飼料の 共同購入 (1) 代替飼料の共同購入の支援 (2) 代替飼料の共同購入の推進				
計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
(3) みどりのチェックシートを実施する酪農経営体の一覧

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、

当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙 酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業）実施計画

1 後継牛確保のための環境整備

(1) 後継牛確保対策の推進

ア 牛舎改築資材の共同購入又はリース会社からの借受け

生産者 集団等名	経営 分類	利用 経営体 氏名	自家育成牛頭数		事業費 (円)	負担区分		改築に係 る飼養予 定頭数 (頭)	改築 面積 (㎡)	面積 当たり 単価 (円/㎡)	1頭 当たり 面積 (㎡/頭)	導入 形態
			現状	目標		補助金 (円)	その他 (円)					
合計												

(注1) 経営分類欄には、酪農又は乳用牛育成のいずれかを記載すること。

(注2) 自家育成牛頭数欄には、申請時点の頭数と5年後の目標頭数を記載すること。

(注3) 事業費の欄は2段書きとし、下段に括弧書きで躯体に係る事業費を記載すること。

(注4) 導入形態欄には、支給、貸付け又はリースのいずれかを記載すること。

(注5) 牛舎の改築の内容が分かる図面等を添付すること。

イ カーブハッチの共同購入又はリース会社からの借受け

生産者 集団等名	事業費 (円)	負担区分		数量
		補助金 (円)	その他 (円)	

合計				

ウ 子牛の事故防止のための機器の共同購入又はリース会社からの借受け

生産者集団等名	事業費 (円)	負担区分		導入機器	数量
		補助金 (円)	その他 (円)		
合計					

エ 簡易牛舎等の整備又はリース会社からの借受け

生産者 集団等 名	経営 分類	利用経営 体氏名	自家育成牛頭数		事業費 (円)	負担区分		簡易牛舎等 に係る飼養 予定頭数 (頭)	牛舎 面積 (㎡)	面積 当たり 単価 (円/㎡)	1頭 当たり 面積 (㎡/頭)	構 造	導入 形態
			現状	目標		補助金 (円)	その他 (円)						
合計													

(注1) 経営分類欄には、酪農又は乳用牛育成のいずれかを記載すること。

(注2) 自家育成牛頭数欄には、申請時点の頭数と5年後の目標頭数を記載すること。

(注3) 事業費の欄は2段書きとし、下段に括弧書きで躯体に係る事業費を記載すること。

(注4) 導入形態欄には、支給、貸付け又はリースのいずれかを記載すること。

(注5) 簡易牛舎等の整備内容が分かる図面等を添付すること。なお、増築を行う場合には、牛舎面積欄に増加する建築面積を記載すること。

オ 哺乳ロボットの整備又はリース会社からの借受け

生産者集団等名	経営分類	利用経営体氏名	事業費 (円)	負担区分		数量	導入形態
				補助金 (円)	その他 (円)		
合計							

(注1) 経営分類欄には、酪農又は乳用牛育成のいずれかを記載すること。

(注2) 導入形態欄には、支給、貸付け又はリースのいずれかを記載すること。

カ 合計

(単位：円)

区分	事業費	負担区分	
		補助金	その他
ア 牛舎改築資材の共同購入等			
イ カーフハッチの共同購入等			
ウ 子牛の事故防止のための機器の共同購入等			

エ 簡易牛舎等の整備等			
オ 哺乳ロボットの整備等			
合計			

(2) つなぎ牛舎の改良

(単位：円)

生産者集団等名	事業費	負担区分		積算基礎			
		補助金	その他	内容	件数	費目	員数
合計							

(3) 飼養環境の改善

(単位：円)

生産者集団等名	事業費	負担区分		積算基礎	
		補助金	その他	費目	員数
合計					

(4) 暑熱対策の推進

(単位：円)

生産者集団等名	事業費	負担区分		積算基礎	
		補助金	その他	費目	員数
合計					

(5) 供用期間の延長支援

生産者集団等名	取組内容	補助金額 (円) ①=②×③	対象頭数 (頭) ②	単価 (円/頭) ③
合計				

(注) 取組内容欄には、削蹄、乳房炎治療又は乳房炎ワクチンの接種のいずれかを記載すること。

2 乳用育成牛の事故率の低減

生産者集団等名	ワクチン名	ワクチン種類 (呼吸器系・ 消化器系)	補助金 (円) ①=②×③	対象頭数 (頭) ②	単価 (円/頭) ③
合計					

3 後継牛確保のための推進

実施 時期	事業内容	事業費 (円)	負担区分		積算基礎	備考
			補助金 (円)	その他 (円)		
合計						

(注1) 事業の内容は、繁殖や飼養管理等の技術的知見の集約・啓発（会議・セミナーの開催、現地調査、普及・啓発資料の作成等）及び中小酪農等対策事業の円滑な推進（技術的支援、現地調査、会議の開催、普及・啓発活動、生産者集団等に対する指導）の区分を記載すること。また、必要に応じて別紙を用いる等、詳細かつ具体的に記載すること。

(注2) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入

(1) 代替飼料の共同購入の支援

生産者 集団等	参加 構成 員名	補助 対象 数量 (kg)	被害作物名	被害面積 (ha) ①	平年				令和年				生産不足 数量 (kg) ⑩=③-⑦	減収割合 (%) ⑪=⑩/③ ×100	生産不足 TDN含有 量(kg) ⑫=⑤-⑨	代替飼料			補助金 (円)	
					単収 (kg/ha) ②	収穫量 (kg) ③= ①×②	TDN% (原物) ④	TDN 含有量 (kg) ⑤= ③× ④/100	単収 (kg/ha) ⑥	収穫量 (kg) ⑦= ①×⑥	TDN% (原物) ⑧	TDN 含有量 (kg) ⑨= ⑦× ⑧/100				代替飼料名	購入数量 (原物) (kg) ⑬	TDN% (原物) ⑭		代替飼料 のTDN含 有量(kg) ⑮= ⑬×⑭ /100
			小計		-		-		-		-				-		-			
			小計		-		-		-		-				-		-			
			小計		-		-		-		-				-		-			
	合計		牧草		-		-		-		-				-		-			
			青刈りとうもろこし		-		-		-		-				-		-			
			小計		-		-		-		-				-		-			
			小計		-		-		-		-				-		-			
			小計		-		-		-		-				-		-			
	合計		牧草		-		-		-		-				-		-			
			青刈りとうもろこし		-		-		-		-				-		-			
			小計		-		-		-		-				-		-			
合計			牧草		-		-		-		-				-		-			
			青刈りとうもろこし		-		-		-		-				-		-			

(注1) 補助対象数量は、⑮≤⑫の場合は⑬の小計、⑮>⑫の場合は⑬の小計×⑫の小計/⑮の小計により得た数量とすること。

(注2) 都道府県による被害状況の確認として、別添「飼料作物被害状況確認書(令和 年産)」を添付すること。

(2) 代替飼料の共同購入の推進

(単位：円)

実施 時期	事業内容	事業費 (円)	負担区分		積算基礎	備考
			補助金 (円)	その他 (円)		
	合計					

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

別添

飼料作物被害状況確認書（令和 年産）

年 月 日

所属
役職 氏名

中小酪農等対策事業のうち自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入支援において、下記の生産者集団等から提出された被害後の収穫量については妥当であることを確認しました。

記

事業を実施する生産者集団等

- ・
- ・

別紙様式第2号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業）補助金
交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知
のあった酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業）の実施について、下
記のとおり変更したいので承認されたく、酪農経営支援総合対策事業（中小酪農
等対策事業）実施要綱別添1の1の第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容

(注) 別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に比較できるよう二段書きにし、
変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業）補助
金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知
のあった酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業）について、下記のと
おり金 円を概算払により交付されたく、酪農経営支援総合対策事業
（中小酪農等対策事業）実施要綱別添1の1の第6の3の（2）の規定に基づき
請求します。

記

1 概算払請求額

区 分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概算払 受領額 ⑤	今回 概算払 請求額 ⑥	年 月 日迄予定 出来高 (⑤+ ⑥) / ②	残額 ②-⑤ -⑥
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①= ④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施
状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店

預金種類 ○○預金

口座番号

口座名義

別紙様式第4号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業）実績
報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知
のあった酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業）について、下記のと
おり実施したので、酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業）実施要綱
別添1の1の第6の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告しま
す。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
別紙「中小酪農等対策事業実績報告書」のとおり

3 事業に要した経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負 担 区 分		備考
		補助金 ②	その他 ③	
1 後継牛確保のための環境整備 (1) 後継牛確保対策の推進 (2) つなぎ牛舎の改良 (3) 飼養環境の改善 (4) 暑熱対策の推進 (5) 供用期間の延長支援				
2 乳用育成牛の事故率の低減				
3 後継牛確保の推進 (1) 乳用牛の繁殖、飼養管理等の技術的知見の集約・啓発 (2) 1及び2の事業の円滑な推進				
4 自給飼料の不作に対する代替飼料の共同購入 (1) 代替飼料の共同購入の支援 (2) 代替飼料の共同購入の推進				
計				

(注) 事業の一部を委託して実施した場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を()書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名 〇〇〇銀行 〇〇〇支店

預金種類 〇〇預金

口座番号

口座名義

別紙「中小酪農等対策事業実績報告書」

(注1) 別紙様式第1号の別紙に準じて作成すること。

(注2) 簡易牛舎、増改築を行った牛舎及び哺乳ロボットについては、写真を添付すること。

別紙様式第5号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業）運営
状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度における酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業）につ
いて、酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業）実施要綱別添1の1の
第7の2の規定に基づき、その運営状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名： 年度 事業
- 2 運営状況
別添のとおり

(注) 生産者集団等から提出があった酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対
策事業）運営状況報告書を添付すること。

別紙様式第6号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和 年度酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業）補助金について、酪農経営支援総合対策事業（中小酪農等対策事業）実施要綱別添1の1の第9の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（ 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3-2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れにかかる消費税など相当額がない場合、その理由

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 公募団体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料